

IT を活用した

税制・社会保障制度の再構築に関する研究会

テ ー マ 2021年9月1日にデジタル庁が発足し、行政事務のデジタル化が動き始めているが、デジタル政府構築の目的は単なる行政手続きの電子化ではない。行政手続きの電子化は「手段」に過ぎず、デジタル政府を構築する本当の「目的」はより質の高い行政サービスの効果的・効率的な提供にある。OECD等での専門的な議論では、デジタル政府はNPM（New Public Management）の進歩系（エビデンスに基づく政策）であり、民間の経営手法等を積極的に導入しながら、効果的・効率的な行政運営を目指すものと位置付けられている。すなわち、限られた財源の下、最新のデジタル技術（革新は加速的に進むのでUPDATEは必須）を用いて、行政サービスに対する国民の様々なニーズや選好をデータから迅速かつ的確に把握し、政策のアウトカムを共有しながら、行政サービスの改善に関する制度設計に活用することが本来の目的である。この設計に、デジタル政府をモニタリングする機能を組み込むこともNPMの観点から重要である。また、デジタル政府は、既存の政府の電子化ではなく、ITを念頭に、現実性は置くとして、ゼロベースで検討し、既存の政府との差を明確化しておくことも、将来に資するのではないか。それでは、財政分野ではデジタル政府の構築で何を目指すべきか。財政の3機能は「資源配分機能」「再分配機能」「経済安定化機能」の3つであるが、このうち、最も重要な機能は税制や社会保障を中心とする「再分配機能」である。再分配機能が目指すべきものは「確実な給付と公平な負担」であるが、デジタル技術の活用により、それがより高い精度で実現可能となりつつある。その鍵を握るのが、「再分配の可視化」「タイムリーな所得情報」「プッシュ型・行政サー

テ ー マ ビス」という視点である。コロナ危機対応で政府が2020年4月30日に決定した現金給付でも明白であったが、日本では的確かつ迅速な給付が難しい最大の理由は、政府が国民の所得再分配前の所得情報をタイムリーな形で把握する手段が存在しないためである。例えば、イギリスでは「税のデジタル化」(Making Tax Digital)を進めており、2013年以降、給与所得者の所得税に関する「リアルタイムの情報化」(RTI: Real Time Information)を実現している。イギリスでは日本の源泉徴収制度に類似した「PAYE」と呼ばれる仕組みがあり、このRTI制度に基づき、歳入関税庁(日本の国税庁に相当)公認のソフトウェアを用いて、給与が支払われる時点ごとに、雇用主は各従業員の「給与支払報告」(例: 給与支払額や源泉徴収額・保険料に関する情報)を歳入関税庁に伝達する。オーストラリアでも、給与支払のRTI制度である「STP(Single Touch Payroll)」(従業員20名以上で強制適用)を2018年から導入しており、今後は全雇用主への義務化も検討中と聞いている。STPはオーストラリア国税庁の発案で政府がソフトウェア産業とも協力関係を築きながら開発したものであり、公平な負担のために必要不可欠なものであるが、タイムリーな所得情報は課税以外の再分配政策などでも効力を発揮する。

また、タイムリーな所得情報が集まれば、給付要件に合致する人々に漏れなく迅速に給付が行える。そのコアは「プッシュ型・行政サービス」であり、社会保障の領域で最も活用が期待される。マイナポータルを利用すれば、行政が利用者の最も適切なタイミングで必要な行政サービスを個別に通知することができる。このようなプッシュ型・行政サー

テ　　マ　　ビスを可能にするためには、利用者である国民に、マイナポータルに必要な情報を事前に登録してもらう必要がある。しかし、現状では、制度改革をしたにもかかわらず、受け取れる給付や減税を気づかずにいるケースも多い。政府への不信感も無視できない。事前登録を義務付ければ、社会保障関係の給付や税制上の還付を含め、申請漏れで本来は受け取れる手当を受給し損ねる事態も回避でき、それは効果的なセーフティネットとしてもデジタル政府が機能することを意味する。以上の問題意識に基づき、本調査研究では、ITを活用した税制・社会保障制度の再構築に関する調査研究を行いながら、その目指すべき方向性を探るものとする。

期　　　間　　2022年10月1日～2025年9月30日

開催年月日　①2024年4月2日
(2024年度)　②2024年4月22日
 ③2024年5月23日
 ④2024年6月13日
 ⑤2024年7月1日
 ⑥2024年8月26日
 ⑦2024年9月26日
 ⑧2024年10月28日
 ⑨2024年11月21日
 ⑩2024年12月9日
 ⑪2025年2月6日
 ⑫2025年3月5日

メンバー

小笠原 泰 (主査)

明治大学国際日本学部 教授

平泉 信之

一般財団法人鹿島平和研究所 会長

株式会社アバンアソシエイツ 顧問

小黒 一正

一般財団法人鹿島平和研究所 理事

法政大学 教授

稲垣 誠一

国際医療福祉大学大学院 教授

公益財団法人年金シニアプラン総合研究機構 特別招聘研究員

田中 秀明

明治大学公共政策大学院 教授

山本 秀男

中央大学 名誉教授

渡辺 智之

敬愛大学経済学部 教授

一橋大学 名誉教授

藤城 眞

証券保管振替機構 常務執行役

廣光 俊昭

財務省財務総合政策研究所 客員研究員